

エコプラザ西東京協力員設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、エコプラザ西東京（以下「エコプラザ」という。）において、環境保全及び循環型社会の形成につながる事業の企画及び運営（以下これらを「環境学習活動」という。）を市が実施するに当たり説明や協力等を行うエコプラザ西東京協力員（以下「協力員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 活動の内容

協力員は、市長の依頼により次の活動を行うものとする。

- (1) エコプラザで実施する環境学習活動の協力に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

第3 協力員の登録要件

協力員として登録できる者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学をする18歳以上の者
- (2) 環境学習活動について意欲及び関心がある者

第4 登録

協力員として登録を希望する者（以下「申込者」という。）は、エコプラザ西東京協力員登録申込書により、市長に申し込むものとする。

- 2 前項の申込みを受けた市長は、第3に規定する登録要件に該当するか審査し、適当と認めた場合は、協力員として登録するとともに、その旨を申込者に通知する。
- 3 登録の有効期間は、登録した日から起算して2年とする。ただし、1回目の登録の有効期間は、登録の決定した日の属する年度の翌年度末までとする。

第5 登録事項の変更及び登録の取消し

市長は、登録された協力員から申出があった場合は、登録事項の変更又は登録の取消しを行うものとする。

- 2 市長は、協力員として登録された者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録した内容に偽りがあったとき。
 - (2) 第3に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 協力員の身分を利用し、政治活動、宗教活動、営利活動その他この要綱の目的に反する活動をしたとき。
 - (4) その他市長が協力員として不適当と認めたとき。

第6 庶務

協力員に関する庶務は、みどり環境部環境保全課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、協力員の活動等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のエコプラザ西東京協力員設置要綱（以下「旧要綱」という。）第2各号に掲げるエコプラザ西東京協力員（以下「協力員」という。）の職務を行った場合の協力員に対する旧要綱第6に規定する謝礼の取扱いについては、なお従前の例による。